

「国と地方の協議の場」(第7回)の開催について

平成16年11月26日(金)(午後4時30分から5時00分)官邸4階大ホールにおいて標記の会合が開催され、政府から関係大臣が出席し、地方六団体代表者に対し、政府・与党で合意された「三位一体の改革について」が示され、意見交換を行いました。

【出席者】

<政 府>	内閣官房長官	細 田 博 之
	総務大臣	麻 生 太 郎
	財務大臣	谷 垣 禎 一
	経済財政政策担当大臣	竹 中 平 蔵
<地方六団体>	全国知事会会長	梶 原 拓
	全国都道府県議会議長会会長	上 田 信 雅
	全国市長会会長	山 出 保
	全国町村会会長	山 本 文 男
	全国町村議会議長会会長	中 川 圭 一

【地方六団体提出資料】

三位一体の改革について(別紙)

【議事要旨】(協議の場終了後、掲載予定)

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kunitotihou/index.html>

三位一体の改革について

平成16年11月26日

地 方 六 団 体

三位一体の改革に関する政府・与党合意は、改革の精神が強く感じられず、重要な部分先送りされており、我々地方六団体の政府・与党合意に対する評価も先送りせざるを得ない。

しかし、総理が真摯に対応するようにとされたこと、官房長官、総務大臣が中心となって、地方交付税・税源移譲等につき鋭意調整されたことには、敬意を表したい。したがって、我々地方六団体は、とりあえず、本政府・与党合意を受け止めることとするが、そのためには、今回の改革の本旨に沿い、地方の自由度を増し、裁量権を拡大するという観点から、更に少なくとも次のことについて明確にすることが必要と考える。

- 施設整備関係国庫補助負担金について廃止し、税源移譲の範囲を拡大すべきこと。
- 国民健康保険に関し、あらかじめ新たな都道府県負担の内容を明確化すること。本来、社会保障審議会での検討を待つべきものであり、したがって、この際、根幹を変えないこと。
- 地方自治に対する国の関与・規制の見直しについて、真摯な努力が足りない。今後の対応方針を明らかにすること。
- 補助金改革の工程表を示すこと。

以上のため、国と地方の協議の場を継続すべきである。